

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免に係る補助金の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免に係る補助金の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県教育委員会

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免に係る補助金の交付に関する事務
②事務の概要	茨城県知事は、私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものをいう。ただし、特別支援学校の高等部及び高等専門学校を除く。)又は高等学校の専攻科に在学する生徒が安心して教育を受けられるよう、私立の高等学校等の設置者が行う入学金又は授業料の減免に係る費用を補助する。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】 ・補助金の交付申請の受理 ・上記申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	表計算ソフト(エクセル)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免に係る補助金の支給関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[照会側] ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県教育庁総務企画部私学振興室
②所属長の役職名	私学振興室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部私学振興室 029-301-2249
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部私学振興室 029-301-2249
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、以下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ マイナンバー登録におけるデータ作成時、マイナンバー紙提出者のマイナンバー入力 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程及び茨城県情報セキュリティ事案対応マニュアルに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。 また、特定個人情報が記録された書類等を取得・使用・廃棄する場合は、それぞれの記録を保存する運用とし、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書庫に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅳリスク対策 8. 監査	[○]内部監査	[] 内部監査	事後	昨年度未実施
令和4年10月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	Ⅳリスク対策 8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	昨年度未実施
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	[照会側] ・行政手続における特定の個人を識別するため	[照会側] ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	法改正に伴う変更、条例施行規則の正式名称を記載
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	茨城県総務部総務課	茨城県教育庁総務企画部私学振興室	事後	組織名称変更
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	総務課長	私学振興室長	事後	組織名称変更
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	〒310-8555 茨城県水戸市笠原978番6 茨城県総務部総務課 029-301-2249	〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部私学振興室 029-301-	事後	組織名称変更
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒310-8555 茨城県水戸市笠原978番6 茨城県総務部総務課 029-301-2249	〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁総務企画部私学振興室 029-301-	事後	組織名称変更
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策 8. 入手を介在させる作業	—	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策 8. 入手を介在させる作業 判断の根拠	—	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守してい	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策 9. 監査	[]自己点検	[○]自己点検	事後	修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	—	茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規定及び茨城県情報セキュリティ事案対応マニュアルに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。また、特定個人情報が記録された書類等を取得・使用・廃棄する場合にはそれぞれの記録を保存する運用とし、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	時点修正